

板倉町告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成27年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年3月6日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成27年3月10日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 0 名)

2 番	今 村 好 市 君	3 番	荒 井 英 世 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成27年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年3月10日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 常任委員長及び副委員長の選任
- 日程第 5 議案第 1号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 板倉町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5号 板倉町行政手続条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6号 板倉町保育園の保育運営費徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 板倉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 板倉町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第18 議案第14号 板倉町高齢者福祉計画（老人福祉計画・第6期介護保険事業計画）の策定について
- 日程第19 議案第15号 板倉町都市計画マスタープランの改定について
- 日程第20 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第21 議案第17号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第18号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第19号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第20号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第25 議案第21号 工事請負契約の変更契約締結について
 日程第26 議案第22号 町道路線の認定について
 日程第27 議案第23号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
 日程第28 議案第24号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
 日程第29 議案第25号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 日程第30 議案第26号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 日程第31 議案第27号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 日程第32 議案第28号 平成27年度板倉町一般会計予算について
 日程第33 議案第29号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第34 議案第30号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
 日程第35 議案第31号 平成27年度板倉町介護保険特別会計予算について
 日程第36 議案第32号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計予算について
 日程第37 議案第33号 平成27年度板倉町水道事業会計予算について
 日程第38 陳情第1号 町道7104号線の現道整備について
 日程第39 陳情第2号 町道7113号線の拡幅整備について

○出席議員（10名）

2番	今村好市君	3番	荒井英世君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	鈴木渡君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	根岸一仁君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君

会計管理者	山口秀雄君
教育委員会 教務局長	多田孝君
農業委員会 農事局長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光男
庶務議事係長	伊藤泰年
行政安全係長兼 議会事務局書記	小林桂樹

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第9号をもって招集されました平成27年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

○諸般の報告

○議長(野中嘉之君) それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、過日、議員辞職願が提出され、それを許可いたしましたので、報告いたします。

森田議員が本年2月20日付、川野辺議員が本年2月28日付で、それぞれ辞職いたしました。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、陳情については、お手元に配付の陳情文書表にあるとおり、町道の整備に関する陳情が2件、農業委員会より農業施策の確立及び農林予算の確保に関する建議1件、新設道路整備について1件、年金引き下げの流れをとめることを国に求める陳情1件が提出されておりますので、報告いたします。

次に、今定例会に付議される案件は、常任委員長及び副委員長の選任1件、条例の制定議案3件、条例の改正議案9件、子ども・子育て支援事業計画など議会基本条例で定めた議決事件3件、総合老人福祉センターなど指定管理者の指定に関する案件4件、補正予算議案5件、平成27年度各会計予算議案6件などであります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長(野中嘉之君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

10番 秋山豊子さん

11番 荻野美友君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長(野中嘉之君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月20日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、2月20日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月10日から25日までの16日間です。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、常任委員長及び副委員長の選任について報告いたします。次に、議案第1号から議案第22号までについて、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、補正予算関係の議案第23号から議案第27号までの5議案については、本日の本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査をします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。さらに、新年度予算関係の議案第28号から議案第33号までの6議案については、本日は提案者からの議案説明のみを行い、同じく予算決算常任委員改革へ付託し、後日集中審議を行います。また、町道整備関係の陳情第1号及び陳情第2号を産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

第2日目の11日は、5人の議員が一般質問を行った後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定を行います。

第3日目の12日から15日は休会とし、第7日目の16日は総務文教福祉常任委員会、第8日目の17日には産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

第9日目の18日から第14日目の23日までの4日間は予算決算常任委員会を開催し、新年度予算についてを集中的に審議します。なお、各課の予算審議終了後に予算全体の総括質疑を行った後、委員会採決を行います。

第15日目の24日は休会とし、最終日の25日は新年度予算関係議案の議案第28号から議案第33号について、予算決算常任委員長からの委員長報告の後、それぞれ審議決定を行います。さらに、選挙管理委員補充員の選挙、陳情2件、閉会中の継続調査及び審査について審議決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から25日までの16日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○議長（野中嘉之君） 日程第3、町長より平成27年度の施政方針演説を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。暖冬と言われた今年の冬でありましたが、結果的には厳しい冬であったような印象がいたしております。そういった中でも確実に春の訪れも感じるこのごろでありまし

て、まさに梅の花が満開の状況であります。学校の卒業式ももう既に計画の中に入っておりまして、あるいは各種団体の総会等も年度の切りかえを目指して、頻繁に行われるこの二、三日の状況でございます。そんな中、議員さんにはいろいろお忙しいとは思いますが、こうして定例会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

それはそれとして、非常に昨今の世相はちょっと心配な感じがいたします。先般の川崎の上村君の殺人事件、あるいは昨日ですか、淡路島でも一家5人の殺人というような、時にはあることでありますが、何か時代が進むにつれて殺伐としたそういった荒れた事件が、しかも想像もしないような形で行われるということに、人間の社会は進めば進むほど、成熟し思いやりがあり痛みを分かち合うという美辞麗句の形はありますが、実際は逆になっているのかなという感じもいたすところであります。

それはそれとして、本日もこうして定例会を招集させていただきました。ご承知のようにあしたは既に4年を経過をするということですが、3月11日の東日本大震災のあった日から4年を迎えようとしております。町民の皆様も含め同時刻に黙祷をお願いし、またお願いをしなくても心ある町民の皆さんはみずから手を合わせていただけるのだらうというふうに思っておりますが、当議会におきましては運営上やむを得ず2日目、あした、ちょうどその時間は一般質問が当たっておりますので、心を込めて開会前に行うこととなっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

4年を過ぎてなお厳しい、被災地では帰町もままならない状況が続いております。特に原発事故直後の隣接自治体では、死の町と化した故郷との決別に、戻れるかもしれないというかすかな期待と厳しい現実が突きつけられる中、国、東電との補償交渉や、あるいは転出先地での新しい出発、時には現在の仮設住宅でも孤独死が200人を超えているというようなお話を聞くわけでもありまして、そういったつき合いの難しさ等も含めて、戸惑う被災者の姿等をマスコミ等で報道を受けるたびに、原発事故の恐ろしさも含め、大きな災害の恐ろしさを感じずにはいられないわけであります。

震災だけであった神戸大地震の復興とは比較ができない、俗に言う範囲、大きさと、空間から地下までの汚染、あるいは原発建屋そのものの解体、汚染水の処理の問題等々を初めとした難問がまだまだ、完全にシャットアウトされておるといふ表現はされておりますが、未解決となっているのは事実でありまして、国においては人気取りだけでなく、誠実な対応と猛省を促したいというふうに私自身は考えております。口先だけの同情だけではだめだということでもあります。そういったことで、一度に起こった2つの災害、中でも未曾有の体験と言われる原発事故の一日も早い実質的な終結を願うものであります。

また、一方、世界規模では紛争、テロが連日のように発生をし、罪もない人民が巻き込まれる悲惨な状況が繰り返されています。イスラム各派あるいはキリスト教、ユダヤ教等々の絡んだ宗教紛争ではないかと捉えられる紛争のそういった部分もあれば、経済利権を争奪するといういわゆる力の戦争、あるいは1つの国内での格差を激しく生む政治の仕組みに対する挑戦、戦い、それから結果的に富裕層と貧困層ができて、そういった結果に対するいわゆる戦争、あるいは西側に対する逆恨みテロ行為等もあるような感じももちろんするわけでありまして、血で血を洗う、ずっと終わらななき戦いが各地で続いているわけであります。

先般のイスラム国による日本人質殺害事件についても、前述したようなさまざまな問題が複雑に絡んだ事件であり、今後の日本の外交のあり方、あるいは集団的自衛権も含め、邦人の安全、テロ行為等に関する新たな対応も含め、そういった厳しい局面に日本も入ったことを意味する重大事件でもあったわけでありま

して、国論を二分する、あるいは議論も沸騰させつつ、そういった問題にいずれにしても一つ一つ対応していかなければならないという、そういった問題であろうと思っております、厳しい時代に入っているということでもあります。

国内においては、ほかにさまざまな外交的な課題の解決に向けた努力をしつつも、何といたっても不況脱出あるいは不況脱出を重点とした経済政策に視点、力点が集中しております。このところ、日銀のインフレ誘導策を基本にトリクルダウン効果を期待する政策、円安株高による景気誘導策等々が積極的に行われておりますが、昨日指数も発表されましたが、年率2%の成長目標は厳しいようでありまして、1.5%というようなことでもあります。

円安株高により収益格差が業種により拡大をし、賃上げ意欲も大企業を除いては消極的であるようでありまして、消費税増税を引き金にした物価の上昇との賃金格差、実質賃金格差もまだ縮まらない状況が続いているようでありまして、アベノミクスのプラス面の進捗に強く期待をしているものではありませんが、例えばこのところの公共事業の発注の状況、値上がり等を見ますと、二、三割増しもの修正を余儀なくされる状況でありまして、オリンピック、アベノミクス、震災特需等によって、町民の皆さんから、あるいは国民の皆さんからいただく税が、バブルになって消えていく厳しい状況が地方自治体等についても発生している状況でありまして、もちろんこの影響は絶対多数の国民や、特に弱者にも大きく影響をしておる現実があるわけでもあります。

この現状の打破を図るべく、国民消費喚起を目的とした生活支援型あるいは地方創生先行型を年度内補正対応で、そういった形の予算づけをついこの間求められてきたわけでありまして、早急の検討を終えたところではありますが、なかなか適切な事業展開が行いづらいような内容でもありまして、各自治体とも非常に対応に苦慮したところでもあります。

簡単に、いわゆるプレミアム商品券等々については、全く誰が考えても当たり前のことである手法でありまして、そういうことで約1年前に大きな話題を提供した元岩手県知事の増田前総務大臣の人口減少による地方消滅論を踏まえ、ここにきて一気に少子化対策、地方創生戦略策が前面に躍り出た感があります。自治体は、15年も前から推論は、推計はできていたはずでありますのに、ここにきて一気に出てきたということでもあります。よく言えば自治体間の競争、自治体間の能力の出し合いという表現で政治家は言っておりますが、悪く言えば国は丸投げ、自治体間の潰し合いになるだろう。結果的には、弱肉強食が自治体間で強まり、東京一極集中は多少弾力的になるかもしれないということは言えたとしても、大都市に周辺の弱小自治体が結果的には吸収され、ひいては道州制につながるものと分析をされている面もあり、地方創生ではなく地方潰しとの見解を持つ政治学者も少なくはないのが実態であります。

そのような中、新年度予算については町全体として、歳入歳出については先般本議会を前にご協議をさせていただきましたが、内訳を申し上げますと、歳入においては大きいものとして地方消費税交付金が6,600万円、国庫支出金4,100万円、県支出金8,100万円、その他を含め約2億円弱の収入増加を見込んでおります。

逆に、固定資産税560万円、地方譲与税300万円、利子割交付金200万円、地方交付税が2,000万円、分担金負担金800万円、繰入金1億6,000万円、臨時対策債4,000万円等の収入、歳入減も合わせて見込んでありまして、トータルで歳入前年比プラス1,800万円、2,000万円前後という見込みに対して、前年度の伸びが2,000万円前後という歳入計算に基づいて歳出を予定したものであります。

歳出の中心的なものには、ソフト面では安全、安心、少子化対策、介護、国保も含めた福祉産業の向上対策、あるいはハード面では庁舎建設、道路インフラ整備、企業誘致、教育施設の充実等々を重点に予算づけを行ったというものであらうと思っております。

新庁舎建設については、ご承知のとおり、先ほども前述をいたしました、建設費高騰というような環境を現在強く感じているわけでありまして、その面に大きな不安はありますが、予定地買収もほぼ見通しがついたことから、今議会終了後建設委員会を立ち上げ、検討委員会で示された各条件を盛り込んだ設計の手順を一つ一つ踏み出したいと考えております。

教育関係では、少子化に伴う小学校適正規模・配置検討委員会での結果が既に教育長に答申をされておりました、私のところにも同様のものが届いております。教育委員会改革も含め、学校再編あるいは福祉分野の町立保育園等々のあり方も含め、総合的には少子化対策になっていくのだらうと思っておりますが、さらに議論を深める必要性が強まっております、引き届き最重要案件として扱ってまいりたいと思っております。

八間樋橋、北川辺バイパスについては、28年度、29年度、それぞれ完成年度に向けて確実に進んでおる状況は、先般当議会の皆様方とも同行し現地視察を行った時点での説明でも、はっきり今のところでは明示をされております。そういった関係については、順調に進んでいこうという考えのもとに、町道整備等々についても、生活用道路ですが、重要町道と考えられるものにはほぼ目鼻がつきつつあり、現在残っているものについては比較的、陳情用道路についても進めるのに難点がある面があるといういわゆるいわくつきの陳情の面が多く残っているということで、それらについては必要度に応じ一つ一つ分析をして進めてまいりたいと思っております。

ニュータウンについては、企業誘致はほぼ順調に進んでおりますが、住宅販売についてはニュータウンに限らず低迷をし続けております。ヤマダ電機さんとの関係というか、ヤマダ電機さんの状況等が微妙に影響している感じもいたしまして、新規で町内に住宅とあわせて土地を求め居住される方に、一定の期間、奨励金支給の検討を始めさせております。人口減少対策あるいはニュータウン販売促進の見地から、入居者あるいはそれに準ずる形の方に奨励金を支給するという点については、公平感等々問題点もないわけではあります、一步ここで踏み出さないとニュータウンの状況も非常に厳しい状況にあるというふうを考えておりました、それらも具体化をしてみたいというふうにも思っております。

また、60周年の記念事業も、先般の2月1日の式典を中心としてこれから後半年に入るわけでありまして、5月末にNHK公開放送の上方演芸会が決定をいたしております。夏休み後半にNHKの全国放送ということになりますが、ラジオ体操の公開録音等々も含め、これも決定をいたしております、それぞれ健康宣言に沿った施策も踏み出しつつ、ただいま申し上げたものも含めて、冠事業の一つとして取り上げてまいりたいというふうにも思っております。

以上、ざっと重立ったものを申し上げましたが、右肩下がり、少子高齢化、人口減少社会等、日本が、あるいは当町も含めて自治体が初めて、しかも世界で最も早く経験する状況に今日我々は向かっておりますので、そういう意味では政治のかじ取りも難しいわけではあります、新しい難問あるいは課題に対して、議員の皆様と議論、時には協力し合いながら頑張りたいと思っておりますので、今年その入り口の年になるのかなという感じもいたしております。

今議会、議案第1号から議案第33号まで上程をいたしました、慎重にご審議いただきますようよろしく

お願い申し上げまして、開会の挨拶と、所信の表明にまでは至りませんが、ざっと申し上げさせていただいて、ご挨拶にかえたいと思います。大変ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） 町長の施政方針演説が終わりました。

○常任委員長及び副委員長の選任

○議長（野中嘉之君） 日程第4、常任委員長及び副委員長の選任についての報告をいたします。

議員辞職に伴い、総務文教福祉常任委員会の正副常任委員長が欠員となっております。過日、総務文教福祉常任委員会で正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

○事務局長（根岸光男君） それでは、報告させていただきます。

総務文教福祉常任委員長 野中嘉之 議員
副委員長 市川初江 議員

以上、報告いたします。

○議案第1号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） これより提出された議案の審議に入ります。

日程第5、議案第1号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速ご審議をお願いすることといたします。

議案第1号に対する提案理由であります。板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてでございます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく工場立地法の特例措置を適用させるための条例を制定するものであります。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 本条例につきましては、先ほど町長の提案理由にありましており、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、以降企業立地法と申し上げますが、この企業立地促進法に工場立地法の特例措置を適用させるため制定する条例でございます。

工場立地法の特例措置でございますが、企業立地促進法に基づく基本計画において、企業立地重点促進区

域に定めた区域における工場等の緑地面積率及び環境施設面積率について、国が定める基準の範囲内において、市町村の判断で条例により緩和できるというものでございます。

当町におきましても、本条例の制定により平成27年4月1日より板倉ニュータウン産業用地等及び板倉工業団地を重点促進区域として定め、当該区域の緑地面積率及び環境施設面積率の緩和を図ろうとするものでございます。

具体的な面積率でございますが、準工業地域であります板倉ニュータウン産業用地等については、緑地面積率10%以上、環境施設面積率15%以上とし、現行規定の緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上と比較し10%の減率となります。また、板倉工業団地は工業専用地域でありますので、前者よりさらに低い緑地面積率5%以上、環境施設面積率10%以上とし、現行規定と比較し15%の減率となります。

今回の条例制定は、既存立地企業及び今後立地を予定する企業にとりましては、敷地を有効に利用でき、また緑地等の設置、管理に係る経費の節減にもつながり、企業誘致推進におきましてもメリットとなるものと考えております。なお、条例制定に伴いまして、平成27年4月1日より重点促進区域に係る工場立地法の事務が群馬県から町へ権限移譲が行われることを申し添えます。

以上のとおりでございますが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議第第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これは、今までは緑地面積、環境施設面積となっているのですけれども、この区分はどのような区分になっているのですか、これは。緑地面積と環境施設面積というのは。

これが、今まで法律で25%とか20%であったのが、それぞれ10%程度、準工業地域だと10%、こっちの下の乙種というところは15%、町で緩和できるという条例なわけですね。それを緩和するわけですね。これは、今までなかったのですか。国の法律だけで、町の条例でなかったの。これは制定だから、今度新しくつくるわけですね。それをもう一回、この緑地面積とこの環境施設面積のところの区分を具体的に説明していただけますか。

○議長（野中嘉之君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問でございますけれども、緑地面積と環境施設面積の差ということなのではございますけれども、緑地面積につきましては、いわゆる緑地帯ということで、工場等の周りを取り巻く緑地グリーンベルトとかそういったものを指すものでございまして、環境施設面積につきましては、その緑地帯を含むそれ以外に、例えば平面的な駐車場の緑化とか、あと環境施設としての太陽光の発電施設とか、それ以外の環境に寄与するようなものを含めて、全体を総称して環境施設面積ということでございまして、全体の環境施設面積の中で最低限緑地が、例えば前回、板倉ニュータウンの産業用地等ですと、国の基準の中で20%というふうに設定されていたわけなのですけれども、今回の条例を制定することで町の判断により緑地面積を、板倉ニュータウンの産業用地等ですと10%に軽減できる。板倉工業団地等ですと5%まで軽減できるというような内容でございます。

それとあわせて、全体をカバーします緑地面積と合わせて、それ以外の環境施設を合わせまして、従来ですと板倉町は25%という国の基準が適用されていた内容でございますけれども、今回の条例制定によりまして、板倉ニュータウン産業用地等で15%まで、板倉工業団地で10%まで率を低減できるというような内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議案第2号 板倉町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 次に、日程第6、議案第2号 板倉町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について及び日程第7、議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） ただいま議長からありましたように議案第2号あるいは議案第3号、ともに関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号 板倉町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するというもので、改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、現在は一般職である教育長が特別職の公務員となることから、職務に専念する義務の特例を定義するために制定するものであります。

続いて、議案第3号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてということであります。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、教育委員長がなくなることなどによる関係条例の整理を行うために制定するも

のでございます。

以上、議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての説明を申し上げたところであります。

担当課長より細部についてご説明を申し上げますので、よろしくご協議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） それでは、議案第2号及び議案第3号について説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第2号でございますが、先ほど町長より申し上げましたとおり、現在は一般職の公務員である教育長が、法律の改正によりまして特別職の公務員になることから、職務に専念する義務の特例を定義するため新たに制定をするものでございます。また、地方公務員法の35条に、職務に専念する義務の特例に関する条例、これによりまして定義はされているのですが、特別職の公務員の場合は地方公務員法の4条の規定によりまして、地方公務員法の適用を受けないということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を根拠にしたこの条例を制定し、定義をするものでございます。

附則としまして、平成27年4月1日から施行したいということでございます。

また、この条例の施行の際、現に在職をいたします教育長につきましては、改正の附則、2条1項の規定によりまして、引き続き教育長として在職する間は適用しないということでございます。

続きまして、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済条例の整理等に関する条例でございますが、この関係につきましては関係条例を整理するためのものでございまして、この条例によりまして7つの条例を改正し、1つの条例を廃止をするというものでございます。

具体的には、1ページの第1条を見ていただきたいと思います。町長及び副町長の諸給与条例の一部改正は、法律改正によりまして教育長が特別職になることから、題名を町長、副町長及び教育長の諸給与条例に改めまして、教育長の給与等を定めるものでございます。あわせて、これまで教育長の給与等を定めていました教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は廃止をいたします。

また、第2条でございますが、板倉町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、法律改正によりまして教育委員長及び職務代理者がなくなるため、その報酬を削除するというものでございます。

また、第3条につきましては、板倉町行政組織条例の一部改正でございまして、全ての地方公共団体に総合教育会議というものを設置することが義務づけられまして、原則としまして町長部局が主管するということでございますので、総務課の事務分掌に総合教育会議に関することを追加をするものでございます。

続いて、第4条でございますが、板倉町職員定数条例の一部改正でございますが、これにつきましては法律の改正によりまして、引用されている条の番号が変わるということで改めるものでございます。

5条につきましては、板倉町議会委員会条例の一部改正ということで、第19条中に教育委員会の委員長とあることから、これを教育長に改めるというものでございます。

また、第6条の板倉町青少年問題協議会条例の一部改正でございますが、第3条中に教育委員会委員長と教育長とがあるため、教育委員会委員長を削除するというものでございます。

また、7条の板倉町史編さん委員会設置条例の一部改正でございますが、第3条中に教育委員会の委員長及び教育長の文言があるため、教育委員会の委員長を削除するものでございます。

附則としまして、この条例につきましても平成27年4月1日から施行するというところでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律においては、現在の教育長が在職する期間中は従前の法律によることとされているため、本条例においても附則により同様の経過措置を講じてございます。

なお、3ページの下から2行目を見ていただきたいのですが、そこには旧条例の暫定的効力ということで4から8まで、4ページにあります。このとおり従前の例によりまして、在職する間は在任特例期間ということで、その効力については有するということになります。

以上でございますが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

初めに、議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題

とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第4号であります。板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてということであります。

本案につきましては、板倉町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、議決を求めるものであります。

この条例は、職員の給与に関する条例を定めた条例でありまして、第17条におきまして時間外勤務手当等の算定の基礎となります勤務1時間当たりの給与額の計算方法が規定されております。現行の規定では、国家公務員に準じた計算方法となっておりますが、国家公務員には労働基準法が適用されず、地方公務員には労働基準法が適用されることから、労働基準法に準じた計算方法とするため所要の改正を行うものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

この関係については、細部については先般ご説明を事前に申し上げておりますので、改めてこの場での課長の説明はなしということをお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町行政手続条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第5号 板倉町行政手続条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第5号についてであります。板倉町行政手続条例の一部改正についてということであります。

本案につきましては、平成27年4月1日に施行される行政手続法の一部を改正する法律において、法律の

要件に適合しない行政指導の中止等の求め及び法律に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる処分等の求めに関する規定が新設されることに伴う条例の改正であります。

同法の改正趣旨にのっとり、町の機関が行う条例等に根拠を有する行政指導及び処分等においても同様の規定を新設し、行政運営における公正の確保と透明性の向上をさらに図るものであります。

以上、ご説明を申し上げました。同じく過日の議員協議会におきまして説明を細部にわたって申し上げておりますので、課長の説明は同じくなしとします。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町保育園の保育運営費徴収条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第6号 板倉町保育園の保育運営費徴収条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第6号であります。板倉町保育園の保育運営費徴収条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることにより、題名を「板倉町保育園の保育運営費徴収条例」から「子どものための教育・保育施設に係る利用者負担額を定める条例」に名称変更をするとともに、条文中の字句の修正並びに利用者負担金の徴収方法の一部改正を行うものであります。利用者負担金の徴収方法の一部改正を行うものであります。

以上が説明であります。同じくこの件につきましても課長の説明はございませんが、よろしくご審議をいただきますようお願いをいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 板倉町介護保険条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第7号 板倉町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第7号であります。板倉町介護保険条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、介護保険法の規定により第1号被保険者の保険料は3年を1期とした事業運営期間ごとに見直しを行わなければならないことから、今後平成27年度から平成29年度までの3年間の保険給付に要する事業費を見込み、保険料基準額を月額4,700円、年額5万6,400円に設定し、この基準額をもとに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令において、第1号被保険者の保険料率に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正されるため、本町の保険料率及び保険料を9段階とする改正を行うものでございます。

加えて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設等地域支援事業に関する改正がなされ、この新しい総合事業への移行に当たり、市町村が多様な主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や、地域の特性を生かした取り組み等のため一定の時間をかけて準備が必要と判断した場合、地域支援事業の実施の猶予期間に係る規定を条例で定めることにより、条例で定めた日までは事業の実施が猶予できることとなりました。本町といたしましては、事業の円滑な実施を図るため猶予期間が同じく必要と判断し、事業の実施を猶予する日を条例に定めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、これにつきましても課長の説明は改めてございませんが、上位法の改正により準じた改正と受けとめていただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これは、町長も課長の説明はないのですか。

[「全協でしてあるということで、」と言う人あり]

○9番（青木秀夫君） これは、条例の改正というのですけれども、この前も説明が議員協議会であったのですけれども、やはりこれは大事なことから、これは条例を改正して、何を目的に改正したのだとかそういったものを、この議事録にも記録させる必要があるのかと思うのです。これを見ますと、何だこれと、全然わからないです。一見これ見ると、「6万7,500円」を「5万6,400円」に改めとか、ちょっとこれは介護保険料が下がっているようにも見えますよね、部分的にですよ。けれども、でも実質は、全体ではこれは上がっているわけでしょうから、その辺の説明もなく、ただこれを見ますと介護保険料が改正というだけで、改正というのは上がる場合もあるし、下がる場合もあるでしょうけれども、これを見ると、一見見るところ下がっているようにも見えらると思うのですけれども。その辺、課長、もうちょっとこれを具体的に改正した目的、それとその効果、そういったものを具体的に説明してみてください、これ。議事録に残るのにわかりやすくするように。何の目的でこれをしたのかというのをきちっとしないと、これはわからないと思いますよ。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、ただいまの青木議員さんのご質問に対しまして、議案のほうの細部の説明をさせていただきます。

この関係につきましては、重立った部分につきましてはこれまでの議員協議会の中でご説明をさせていただいて、ただいまの町長の提案理由の中でも保険料の見直しが一つのポイントであるということをお知らせしましたので、その部分でまた細部についてご質問があればということで、担当課長のほうの説明を当初は予定していなかったということに対しまして、おわびを申し上げます。

それでは、議案書のほうをごらんいただきたいと思います。まず、この金額の部分でございますが、先ほど申し上げたとおり介護保険法に基づきまして、介護保険の事業は3年ごとに事業運営を行っております。ただいまの5期の計画事業期間が24年度から26年度までの3年間となりまして、来年度、27年度から29年度の新たな3年間の事業期間が開始いたします。その新たな事業期間に向けまして、事業のほうの見直し、また必要なサービス等々を行った中で事業費がどれぐらい必要かということを見込みまして、その中で第1号被保険者の方の保険料を設定させていただくという作業が出てまいります。その中で、今回保険料の部分につきましては条例の改正が必要となるということでございます。

保険料につきましては先ほど申し上げましたが、保険料の基準額というものをこれまでは4,500円という形で設定をさせていただいたのですが、給付費等また国からの調整交付金という国からの負担金になりますが、その減額等も見込まれる関係で、月額200円の値上げが必要ということで基準額を月額4,700円ということで設定させていただきました。ということで、月額ですとこれまでよりも200円の引き上げということになります。

また、あわせて、これまでは標準の6段階という階層で負担割合を設定させていただいておりましたが、国のほうの基準が標準9段階というふうに広がりました。それに応じて、町の条例におきましても6段階から9段階に広げるといふ形になります。考え方といたしましては、所得に応じた負担割合が広がったというか、低所得者の方に対しましては減免がさらにこれまでより強化され、また所得が多い方については若干ご負担を多くいただくようなそういった負担の考え方ということで、考え方が変わったということでご

ざいます。

それと、第2点目でございますが、平成27年4月1日からの介護保険制度の改正によりまして、これまで国が行っておりました介護予防給付、要支援1、2、要介護の方でない、まだ介護にならない段階の要支援の方に対しますサービス等、それが市町村のほうに事業として移行されるようになります。また、それとあわせまして、地域支援事業ということで訪問サービス、通所サービス、生活支援サービス、介護予防サービス、それと包括的事业ということでこれまでよりも事業の幅が広がりまして、それもやはり充実させた上で市町村が実施するというようになっております。

それが在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、また地域ケア会議の充実、そういったものでございます。こちら、27年4月から実際に事業を実施するまで事業者とか事業体制、受け入れ態勢の整備が必要ということで、平成30年4月1日からは実施してくださいということになっております。実施が準備態勢、準備の期間が必要な場合は、この介護保険条例においていつから始められるか、猶予する期間を規定するというようになっております。その関係で、附則におきまして、8条につきましては、介護予防生活支援総合事業につきましては、29年3月31日までの間は行わない。翌日から行う。平成29年4月1日から実施する。1号でございます。2項につきましては……

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい。そういった形で猶予期間を設定させていただくという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 私が聞きたいのは、その前段の介護保険料の改定の部分にわかりやすく説明していただきたいということなのです。改定するには理由があるから改定されるのでしょうかから、介護保険料の全体の給付額というのはそれほど増えていないのに引き上げるというのは、この前の議員協議会でも説明してきたのですけれども、もっとわかりやすく説明しないとわからない。

これはあれでしょう、この前もお聞きしたのですけれども、簡単な話、国の負担分を2%程度軽減したいので、その2%を軽減した分をどこかに負担を求めなければならないということで、被保険者である65歳の1号被保険者を対象として、その方々にその2%分の負担をしてくれということなのですよ。それを雲をつかむような説明をして、何か言っていないというだけの話で、要は単純にそういうことですよ、これ。この前も何か、1号被保険者が4,200人ぐらいいるのでしょうか。その方を対象にして、先ほど説明があった国の徴税金とかと称するものが減額になった分をその方に負担させるのだと。だから、そういうための改正というか、引き上げしてもらうための改正なのだ。だから、実質介護保険利用の1号被保険者を対象とした引き上げなのだということで、これ了解してくださいという説明をしていただくのが一番いいのではないの。

これは、みんな言われればわかるのです。国だって国の財政再建という大義名分があるから、なるべく負担をいろんな分野で軽減していかななくてはならないということで、そういうことの中で出てきているわけなのでしょうから、そういうふうに説明していただければ非常にわかりやすいわけです。65歳の高齢者に受益者負担で負担分を増額してくる、負担分を多くしてくれということなのでしょうから、それで値上げを求めるといことなのでしょうから、そういうふうに説明したらいかがなのですか。お願いしたら。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 今、青木議員さんのおっしゃったとおり、今回の保険料につきましては65歳以上の方の保険料の見直しということで、その中で先ほどお話、私のほうの説明でも一部触れさせていただきましたが、国から交付されます調整交付金というものがござります。この減額が向こう3年間で5,600万円余り減額になると、この部分が保険料を設定する上で大きなマイナス要因になりますので、そういった中で基準額を先ほど4,700円ということで計算させていただく中では、この調整交付金の不足、減額の部分の影響も出まして、200円の引き上げというような設定ということをさせていただいております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） だから、実質引き上げなのですから、課長、余り説明するときに減額される部分もあるのですよとかそういうごまかしみたいなことを言わないほうがいいですよ。減額対象者なんて実質これはないのでしょうか、ほとんど。2万7,000円を減額される対象者もいるのでしょうかよ。だけれども、そういう方はいなくて、ここに載っている（7）、（8）、（9）、この辺の対象者が増えて、実質は調整交付金の減額分をこの方たちが負担するということなのですから、全体で値上げするのですから、そんな引き上げだということで了解を求めればいいのではないですか。減額される人もいるのですよなんて言うと、いかにも何か引き上げしないのだよということを説明しようとしているのですけれども、そんなところでもう一回説明してください。説明ではなく、お願いします。お願いするのですよ。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 新たな階層で、9つに分かれた階層の中で、減額される方の見込みなのですが、平成27年度ですと現在の基準額よりも引き下げになる方が、第1段階、541人、181人、146人、そういった形で、実際該当者の方がいないということはないです。いらっしゃいます。そんな形ではありますが、やはり基準額、あくまでも基準額について、まず基本としては引き上げをさせていただくということでござりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

休 憩 (午前10時12分)

再 開 (午前10時25分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

○議案第 8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

議案第 9号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

議案第10号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(野中嘉之君) 日程第12、議案第8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてから日程第14、議案第10号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 続いて、議案第8号から議案第10号までは、平成27年1月16日の介護保険法施行規則等の一部改正する省令が公布されたことにより条例の改正を行うこととなりますので、一括して説明をさせていただきます。法律の名称が非常に長いわけとなりますので、かむかもしれませんが、よろしく願いをしたいと思います。

初めに、議案第8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてでございます。本案については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正をされたことにより改正を行うものであります。

改正の内容で本町に関係いたしますのは、平成28年度から新規サービスとして導入を予定されております定期巡回あるいは随時対応型訪問介護看護につきましては、中及び重度の要介護状態になっても住みなれた地域で在宅生活を継続する可能性を高めるものであり、今後地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置づけられるものであるため、事業者が参入しやすくするため指定基準を緩和した改正となっております。

また、小規模多機能型居宅介護におきましては、条件はございますが、登録定員を増員できる内容の改正であります。

以上が議案第8号についてであります。

続いて、議案第9号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、指定地域密着型介護予防サービス

の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、改正を行うものであります。

同じく、本町に関係いたしますのは介護予防小規模多機能型居宅介護におきまして、条件はございますが、登録定員を増員できる内容の改正であります。ということで、9号は登録定員以外の関係について増員ができる内容の改正というのが、先ほどと別個に9号として審議をいただく形になっていることでもあります。

同じく議案第10号、本案につきましては指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、介護予防支援事業所とサービス事業所の連携に関する規定の改正また地域ケア会議における関係者間の情報共有に対する努力義務規定を設ける改正となっております。今後、地域包括ケアシステム構築に必要な改正となっております。

以上、板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。この件についても基本的には課長の説明は予定はしておりませんが、質疑があればお受けいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

初めに、議案第8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第15、議案第11号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第11号であります。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてということで説明を申し上げます。

本案につきましては、町条例の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成27年4月1日に改正されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものであります。

具体的な改正箇所は5点ございます。1点目といたしましては、第2条に規定する本条例の融資対象となる中小企業について、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等、並びに板倉町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等を対象外とすることを追加するものであります。

また、2点目の改正につきましては、1点目の改正により特定事業の説明書きが第2条に記載されたことにより、第5条に記載されていた説明書きが不要となることから削除するものであります。

続きまして、3点目の改正につきましては、第5条第1項第5号において、融資に際しての物的担保は不要であることを明文化するとともに、経営者保証に依存しない融資を促進するため、法人代表者以外の保証人を不要としていた条文を、保証人については金融機関及び保証協会の定めるところによるものとするものでありまして、不要でなく必要というふうになるのだろうと思っております。

次に、4点目、5点目ありますが、どちらも条例の附則に係る部分であります。4点目につきましては、借り換え制度が利用できる融資の申込期間を1年延長するというものであります。

5点目については、融資機関を延長することができる借り入れ融資の対象年度と、その延長を申請できる機関を同じくそれぞれ1年ずつ延長するものであります。

以上、ご説明申し上げました。これについても課長の説明は予定はしておりませんが、質問があれば受けさせます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔なし〕という人あり

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔なし〕という人あり

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第11号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。
〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、議案第12号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。
町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第12号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。
本案につきましては、平成26年4月に道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、道路占用料を定める所在地区分を現行の3区分から5区分に細分化し、道路占用料の額が地価水準の変動を反映した額に改正されたことから、本町におきましても地価水準の変動があることから国の基準に合わせた道路占用料の額に改正するものでございます。

また、道路法におきまして、占用物件の項目の追加及び国の行う事業で専用料を徴収できる条項が削除されたことから、町の道路占用料徴収条項の一部を同じく改正するものであります。

以上のことでございますので、これについても課長の説明は予定をしておりません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔なし〕という人あり

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔なし〕という人あり

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議案第13号 板倉町子ども・子育て支援事業計画の策定について

○議長（野中嘉之君） 日程第17、議案第13号 板倉町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく議案第13号 板倉町子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により市町村は5年を1期とする教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画を定めるものとされており、このことから子ども・子育て支援を総合的に推進するため板倉町子ども・子育て支援事業計画の策定するため、板倉町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部については、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、決定をいただければと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、私のほうから議案第13号 板倉町子ども・子育て支援事業計画の策定についてご説明申し上げます。

まず、1ページでございますが、子ども・子育て支援事業策定の背景でございます。平成24年8月に質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るということで、子ども・子育て関連3法が制定されたことに伴いまして、板倉町次世代育成支援行動計画、この後期計画でございますが、平成22年度から26年度までのものでございますが、これを引き継ぐ形で板倉町子ども・子育て支援事業計画を策定したということでございます。

2ページでございますが、計画の位置づけでございます。この計画の位置づけ、これにつきましては第1次板倉町中期事業計画を上位計画といたしまして、平成22年3月に制定された板倉町次世代育成支援行動計画の後継計画とするということでございます。

3ページでございますが、計画の期間でございます。平成27年度から平成31年度までの5年間ということでございます。

それでは、事業計画の概要を申し上げたいと思います。この計画は、第1章から第6章までの章立てとなっております。第1章につきましては、計画策定に当たってということでございまして、背景、位置づけ期間、体制でございます。

4ページから19ページ、これが第2章になりますが、板倉町の現況ということで、人口、世帯、女性の労働力・婚姻の状況、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状、あと実態と移行あるいは次世代の

育成支援行動計画に係る分析・評価、将来の子供の人口等が記されております。

20ページ、これにつきましては第3章になります。計画の基本的な考え方でございます。

21ページから28ページ、これが子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、あるいは確保の方策ということでございます。29ページから61ページということで、ちょっとページ数が多くなりますが、第5章は子ども・子育て支援に関する施策の展開ということで、基本目標を掲げ、施策の体系、施策の展開等を記してございます。

62ページ、最後でございますが、第6章、これにつきましては計画の推進に向けてということで、取り組み方針、計画の推進体制、計画の進捗管理と点検・評価ということでございます。

それでは中身について、本当に概要になってしまいますが、説明をさせていただきたいと思います。まず、第1章、第2章、これにつきましては策定の背景あるいは現状でございますので、後ほど確認をしていただければと思います。

第3章で、計画の基本的な考え方ということでございます。これにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、次世代育成支援行動計画では「豊かな自然とふれあい 子ども・親・地域がともに 育つまち いたくら」ということを基本理念として掲げて取り組んでおりましたが、これを継承する形でこの子育て支援事業計画についての継承をしたいということでございます。

21ページから第4章になります。子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策でございますけれども、1番の教育・保育事業の提供区域ということで、基本的な考え方を示してあります。町には保育園が3つ、こども園が1つ、幼稚園が1つございます。保護者の選択を考慮し、町全体を1区域として設定をいたしました。

2番目につきましては、計画の推進方策でございますけれども、(1)で教育・保育施設の充実ということになります。①のところが幼稚園・認定こども園でございます。これについては1号認定ということで、1号認定は保育を必要としない3歳から小学校就学前の児童のことを指します。

22ページにつきましては、保育園、認定こども園などということで、これが2号認定ということになります。2号認定は、保育を必要とする3歳から小学就学前児童を指します。

23ページにつきましては、これは③の保育園ということで3号認定になります。この3号認定につきましては、保育を必要とするゼロ歳から2歳児までを指します。これにつきましては、いずれの施設も量の見込みに対する提供体制は確保されておりますということでございます。

24ページから(2)の地域子ども・子育て支援事業の推進ということになりますが、これにつきましては子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問、一時預かりあるいは延長保育、学童保育等でございますけれども、これも先ほどと同じく、いずれも量の見込みが確保されているということで作成をされております。

29ページから第5章になるわけでございますけれども、子ども・子育て支援に関する施策の展開ということになります。この関係につきましては、29ページから61ページまでと膨大な数のページになりますので、ここで31ページに表があるかと思っておりますけれども、そちらにより9つの基本目標、それに係る基本施策をご説明いたします。

まず、基本目標の1ということで、地域における子育ての支援ということになります。人々のつながりや

かわりが薄れていく中、子育てへの負担感あるいは不安感が増大していると。子育て家庭を地域で支えるネットワークづくりを推進していきますということで、基本施策といたしますと地域における子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成でございます。

基本目標の2につきましては、母子の健康の確保及び推進ということでございます。基本施策といたしますと、子どもや母親の健康の確保、食育の推進、思春期ふれあい体験学習の充実、不妊に対する支援でございます。

基本目標3につきましては、子どもの健やかな成長を促す教育環境の整備ということで、基本施策といたしますと子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進ということでございます。

基本目標4につきましては、子育てを支援する生活環境の整備ということで、良好な住宅の確保、良好な居住環境の確保、それと安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安全・安心なまちづくりの推進ということでございます。

基本目標5につきましては、仕事と家庭生活との両立の推進ということで、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しということになります。それと、仕事と子育ての両立の推進ということです。

基本目標6といたしましては、子ども等の安全の確保ということで、基本施策につきましては、子どもの交通安全の確保、それと子どもを犯罪等の被害から守るための活動、それと被害に遭った子どもの保護の推進ということでございます。

基本目標7につきましては、要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進ということで、児童の虐待防止対策あるいは母子家庭の自立支援、あるいは障害児施策の充実ということになります。

基本目標8にしましては、次代の親の育成ということで、社会活動の支援あるいは出会い・交流の場の創造でございます。

基本目標9としまして、推進と啓発の取り組みということで、子育て支援情報の充実、子育てに関する意識啓発の推進、推進体制の強化ということになります。これが61ページまで概略でございますが、表に基づいて説明をさせていただきました。

最後になりますが、第6章、62ページでございます。取り組みの方針といたしまして、この計画は板倉町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものでございます。各施策、事業の推進につきましては、関係各課が連携し全庁的に取り組むと同時に、町民と行政が協力して計画の推進に取り組んでいくということでございます。

先ほどの基本目標の中でもございましたが、教育関係あるいは母子関係、保健関係、そういうところが重要になってきますので、そういうところの連携ということでございます。

あと、2番といたしまして、計画の推進体制でございますが、庁内の推進会議、これは先ほど申し上げました各課との調整の会議、それと子ども・子育て会議、これを継続的に開催をして、計画の推進を図ってきたいということでございます。

最後になりますが、計画の進捗管理と点検・評価ということで、町民の意見の収集に努めながら本計画の改善、経営を進めながら計画を進めていくということでございます。

本当に雑駁でございますが、以上で説明にかえさせていただきますが、よろしくご審議のほどご決定賜り

ますようお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 認定こども園が今度出てくるわけですが、そのときの認定こども園の保育料ですか、そういうのがどのようになってくるのかなというのが1つあります。

なぜかといいますと、今幼稚園で板倉の子とか、または館林の子とかが一緒になっているときに、3歳児が、3歳児だけではないのかな、保育料が無料に館林などはなっているのですが、板倉の場合はなっていないので、その辺がどういうことなのでしょうかと質問というか、そういうのがありましたので、その辺のことが、認定こども園になった場合にどんなふうになってくるのかなというのが1つと、それから基本目標と基本施策というのがあるのです。これが着実に実施されてくれば、本当に本町の子育て支援は大きく前進をするというふうに思っております。そういう中で子ども・子育て会議ですか、それを軸としてどのぐらいの速さというか、そういうのでこれを着実に進めていけるのかなというようなことが1つです。

その2つをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、まず1点目の保育料の関係でございますけれども、この関係につきましては、今現在規則のほうを整備中でございます。基本的に申し上げますと、国の階層、あとその町村の実態というようなところでございます。保育料につきましては、今のところ国が8階層、町のほうは今まで7階層だったのですが、各市町村、これは連絡調整会議も何回か開かせていただいて、各市町村の実態を把握しながら、板倉も7階層ということではなく、利用者の利便性を含めた中で12階層でやっていきたいなというようなところで考えております。

そうした場合、当然その所得に応じて、国が8階層ですので、12階層になるということになると、基本的には町の持ち出しは多くなります。町の持ち出しは多くなりますけれども、子育て支援という観点からなかなか表には出てきませんが、町のほうとすると12階層にしていきたいというような町長のほうの意向もございいますので、そんなようなことでなかなか目に見えないサービスでございますが、12階層にしてやっていきたいというふうに考えております。

また、ご質問のこども園の園料につきましては、これについては国の基準どおりにやっていきたいというようなところで、館林市とかそちらはそういう特別なサービスがあるかもしれませんが、とりあえず町の基準につきましては国の施策どおりというようなところで進んでいきたいということで、5階層になります。その階層も5階層のままいこうかなというふうに思っています。

確かに今まで、まきば幼稚園が認定こども園になるわけでございますけれども、土地柄といいますか、そういうところも踏まえて、館林の子供が多く入ってくるということはございます。ただし、今後定員の確保というようなところで、あした荒井議員からも一般質問もございまして、そういった中、やはり行政とすると町内の子供たちを最優先に考えていかなければならないという観点から、そういう調整のほうは十

分に役割を果たしていきたい、そんなふうに思っております。

また、基本目標と基本施策ということでございますけれども、これについて9項目あってその施策、それと議員協議会のときにお示しをさせていただきました概要版、ダイジェスト版、あれを見ていただくとわかりやすいかなと思うのですが、基本目標がありまして、今説明した基本施策、その右側に個別対応ということで3段階で書かせてもらっていますが、その3段階目を充実していくことによって板倉町の子育て支援、これが31ページに2つ、2番目までありますけれども、61ページまでの説明の中でダイジェスト版ということで、議員協議会でA3判を4枚ぐらいの資料を出させていただきました。その1番目右側を充実させていくことによって、板倉町の子育て支援が充実していくと思っております。

先ほども申し上げたとおり、その施策の展開の中では庁内の会議、これは教育委員だったり、健康、介護だったり、いろんなところに反映というか、一緒に協議、検討していかなければならない部分があると思えますので、その辺も充実して展開していきたい、そんなように考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） やはり保育料ですか、それは結局館林と板倉とで子供さんが一緒にその園にいて、こちらが軽減されていて、こちらは軽減されていないという、そこにいるお母さん方の話し合いの中で、なぜかしらねと、これはどうしてかしらというような、そういう疑問も出てくるのかなと思うのです。それなので、できましたらそろって、お母さんたちが納得できるような施策ができればいいかなというふうに思っておりますけれども。

それと、目標と施策のほうは、本当によろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 済みません。肝心な部分を落としてしまいました。

先ほど5階層でいくということでございますけれども、同一世帯に保育園でいくと同時入園、同じに1番目、2番目、3番目がいるとき、3番目は無料、2番目が2分の1ということですが、この辺が前の私学助成制度の流れの中でもありまして、この辺が同一世帯で第1子目が小学校3年生以下で、それで2番目、3番目ということでは、館林と同じように無料になりますので、そういうことでご理解をいただければ。それが国の基準どおりということになりますので、私なんかも事務をやっていてそうなのですが、いろんなのがありまして、ちょっと頭が混乱する部分があるのです。そういったところを1つずつ整理して事務をやっていかなければならないのですが、そういうことで小学校3年以下、保育園については同時入園ということになるのですが、その辺が国の施策の中でもありますので、当然小学校3年生以下につきましては1人目は定額、2人目は2分の1、3人目は無料というような方向でいきますので、形的には館林とは同じかなというふうには思います。よろしくお願ひします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 課長の説明を聞くと本当に素晴らしい内容だと思います。

国からの流れというか、町の愛というかではありますが、なかなか子供たち、親たち、本当に町で支援あ

るいはいろいろ、子供たちが住みよい、立派な子供になるように、そういう気持ちはわかります。しかし、現状において本当にこれが本当なのかという、なかなか疑問を持つところもございます。何はともあれ少子化、少子化と言われていて、こんなことでもいっぱいあれば、子供なんかどんどん増えていくような気もしないではないのですけれども、その辺の矛盾を私は感ずるので、何かいいアイデアというのですか、何かあればいいなと思っていますけれども。自分が何を思っているか、ちょっと別にございませぬけれども、いろいろなことを、法律だとか条例だとかいろいろつくるのは結構なことだと思いますけれども、これは条例のこととかはそういうことだから別に、子供がどうしたら多くなるとか、老人が少なくなるとかということは余り関係ないかもしれませんが、課長は先立って進めるようですから、その辺のことを。

質問がちょっとあれでわからないかもしれないけれども、子供を増やすためにもこれが役に立つような条例になるように頑張ってくださいアイデアというか、何か考えがあったら、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまの質問にお答えをしたいと思うのですが、基本的にはこの計画に沿った中で施策を展開していきたいということは、これは変わりはありません。

ただ、その中で、例えばの話を上申しますと、後期の計画の中で病児・病後児保育、これについては計画設定なしということであったのですが、これは必要であろうということで判断をいたしまして、ただ板倉町でその病児・病後児につきまして実施していくのは、需要と供給のバランスからいってまず無理だろうと、そうしたら広域的に考えればいいのではないかというようなところで、館林で実施している病児・病後児保育ばんだ、これを共同利用することによってそれが実現できるだろうというようなところで、今26年度から実施しているということで、25年度までは館林市だけ、それだとちょっと利用人数が足りなかった。そこへ板倉、明和、千代田、邑楽、大泉は太田のほうが近いということで入らなかったのですが、その1市4町で共同展開をしていくことによって利用者が増えているというようなところで、この計画で設定がされていなくても、そういう形の中でその時代にニーズに、子育て支援をしている保護者のニーズに沿った形で新しい事業展開ができていけばいいのかなというふうにも思っております。

また、ファミリー・サポート事業ということで助け合いの精神という事業がありますが、この関係につきましてもいろいろ考えるところがございます。これも一番大事なのは需要と供給のバランスということで、やってくれる人が多くても頼む人が少なれば成り立たない、頼む人が多くてやってくれる人が少なくても成り立たないというようなところがありますので、この辺についてもバランスの見きわめが非常に大事になってくるだろうと。一部の方の要望に比べるとんでもないことになってしまうという部分もありますので、そういったところを模索しながらこの事業を推進していきたいというふうに考えております。

お答えになったかどうかわかりませんが、以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） よくわかりました。私の質問によく答えていただきました。ありがとうございます。

そういうことで、いろんな近隣町村の関係もいろいろあると思いますけれども、いずれにいたしましてもいろんな事業を通して子供たちが立派に育つように、あわよくば園児が入る保育園についても1人でも2人

でも多くなればいいなど。こういうことが原点にあって、子供が1人でも2人でも保育園に入れば、保育園とかいろいろ2つ、3つあるけれども、そういうのが増えるようにぜひ頑張っていたきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 荻野議員の答えになるかどうかわかりません。課長が言ったことも一つです。

かねがね町村長の会議の中でも、少子化対策についてのメインテーマまで何回か首長が寄せられて、真剣に議論した経過もございます。論議は、集約すると2つに分かれます、町長の考え方は。

1つは、その基本になるのは国の政策が今後右肩下がりの中で子供が減ることによって経済力が落ちると、したがって女性を労働者の最大の対象としている点について、それが根底にあるわけです。だから、女性に働いてもらうためには子供をどんどん、どんどん、もうゼロ歳児から預けなければならないということで、それに対するいわゆる政策展開がなされているわけです。片や教育面からいうと、子供をゼロ歳児からあらゆる事業を全部他人任せにするというような実態が生まれてくるわけです。だから、自分の子を人に見させて母親はお金稼ぎという、片や国がそういう方向性を目指しているのではないかという考え方が半分ありまして、半分以上がやむを得ず国の政策に同調しているというのが今回のこういう施策の実態であります。

高齢化につきましても、これからお金がありませんから、先ほどの議案にも出ましたが、これからはどんどん、どんどんうちで見ていただくと、お金がないですから。お医者さんが今度は各家庭を回って、介護の状況とか医療の状況を含めて点検をしながら、適切な処理をしていくというそういう方向性。

問題は、少子化については、母親に働いてもらわなくてはならない、なぜ働かなくてはならないかということ、経済的に厳しい。厳しいから働く、働くためには子供を預けなくてはならない、子供を預けるためには施設をつくらなくてはならない、サービスの種類も増やさなくてはならない。また、働くための会社の受け皿、一日、朝出勤して帰り5時に帰ってくるという体制ではだめであるから、3分割して、午前中、午後あるいは夜とか、そういった社会づくりを国は目指しているようではありますが、それに対して、先ほど教育的重視論からいう、私はどちらかということそちらなのですが、母親が子供を見ることが重要だと思います、教育的には。母親が見れば、保育園は要らないのです、極端に言うと一定のところまで。昔は7歳まで、小学校までうちで見た。

要は、経済の問題なのです。だから、経済は莫大な量と時間といろんなシステムを変えるものに大きくお金をかけるより、一定の5年間なら5年間、母親に働かずに150万円程度、外で働く程度の金を支給したほうが保育園の先生も育てなくてはならない、保育園の先生を育てる学校もつくらなくてはならない、今はそういう政策なのです。だから、それよりも母親を育てることが一番いいのですから、母親がうちで見ていれば保育園は今あるだけで十分、子供は母親のそばでしっかりと教育がされる。経済だけを補えばいいという、重点的にここにお金を投入するべきだという考え方と大きく分かれて、議論がされました。

ちなみに太田市長とか私とか、考え方は教育優先。それで、総合的な経費の比較を考えるとほぼ同等というようなことを考えますときに、国の政策ですから我々も進めておりますが、これを進める上で問題点は自分の大切な子供を全部人に預け、もうゼロ歳児から、それで病気になったらそれも人に見てもらう。母親として自分の我が子が重大な状況のときにも、仕事をするような社会でいいのかというようなことであります。いろいろ両論ある中で、現在は我々も自治体ですから国の施策をやむを得ず、私自身は納得ができない面も

ありますが、進めざるを得ないということでもあります。

一応補足まで。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号 板倉町高齢者福祉計画（老人福祉計画・第6期介護保険事業計画）の策定について

○議長（野中嘉之君） 日程第18、議案第14号 板倉町高齢者福祉計画（老人福祉計画・第6期介護保険事業計画）の策定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第14号であります。板倉町高齢者福祉計画（老人福祉計画・第6期介護保険事業計画）の策定についてであります。

本案につきましては、老人福祉法第20条の8の規定により老人福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならないとされており、介護保険事業計画については、介護保険法第117条の規定により、3年を1期とする市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとされており、そのため、現在の計画期間の最終年に当たる平成26年度に見直しを行い、新たな高齢者福祉計画として作成するため、板倉町議会基本条例第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部については担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

〔健康介護課長（落合 均君）登壇〕

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第14号 板倉町高齢者福祉計画（老人福祉計画・第6期介護保険事業計画）の策定につきましてご説明を申し上げます。

本計画につきましては、先ほど町長提案理由のご説明のとおり、老人福祉法並びに介護保険法に基づきまして策定を行うものでございます。

今回の策定の方針といたしまして、国のほうから示されておるものがいわゆる団塊の世代が全て高齢者に

なる平成37年度、西暦ですと2025年、高齢者福祉のあるべき姿を展望し、中長期的な視野に立って策定を行うということになっておりますので、その視点に立って策定をさせていただきました。

計画の概要につきましては、お手元のほうの議案書をごらんいただければと思いますが、まず1編、総論におきまして、3ページの第1章、計画の策定に当たっては計画策定の背景、趣旨を規定してございます。

また、次のページ、4ページの策定の方針におきまして、本計画策定のポイントとなります、先ほど申し上げましたが平成37年度、2025年のサービス水準等の推計、在宅サービス、施設サービスの方向性の提示、生活支援サービスの整備、医療、介護連携、認知症施策の推進、住まいの5つのポイント、このポイントを示しております。

次に、5ページで、計画の名称を先ほど議案名で申し上げましたが、板倉町高齢者福祉計画（老人福祉計画・第6期介護保険事業計画）と定め、計画期間を平成27年度から平成29年度までとすることを定めております。

次に、9ページからの第2章、高齢者を取り巻く現状と課題の中では、統計のデータによります本町、群馬県、全国の人口の推移、高齢者世帯の状況、高齢者世帯の住まいの状況、また介護保険事業の第1号被保険者数、認定者数の推移、給付額の推移等を記述してございます。

また、17ページからになります、本計画の査定に当たりまして、町内の高齢者の方の生活の状況、健康、社会生活等について把握させていただくため、町内の65歳以上で認定を受けていらっしゃらない方を対象に昨年6月から7月に実施いたしました日常生活圏域ニーズ調査の結果の分析と課題を示してございます。

次に、27ページからになります、第3章、2025年、平成37年となります、団塊の世代が高齢者になるその年齢ということでございますが、2025年の将来推計と第6期の計画フレームの中では、第6期計画、今後3年間の部分と平成32年、平成37年の人口認定者数等を推計しております。いずれにしても、高齢者人口認定者数についても増加という流れでございます。

次に、33ページをお願いいたします。33ページからの第4章、計画の基本的な考え方では、本計画の基本理念を元気に安心して暮らせるまちづくりといたしまして、4つの基本目標として、「心やすらぐ健康長寿のまちづくり」、「健康でいきいきと生活できるまちづくり」、「互いに認め合い、支え合って生活できるまちづくり」、「自分らしく生活できるまちづくり」を掲げまして、政策事業の体系を定めております。

次に、43ページからが各論編になります。43ページの第1章で、地域包括ケアシステムの推進の中で、本町におきましては第5期に引き続きまして地域包括ケアシステムの推進を重点施策として位置づけ、高齢者が要支援や要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、施策事業を積極的に推進することのために今後の方向性ということで示しております。

次に、若干飛びますが、56ページをお願いいたします。56ページからの第2章、高齢者福祉事業の充実では、健康づくりの推進、高齢者の生活支援の充実、支え合い活動の推進、尊厳の保持と自立支援のための各事業の平成24年度から平成26年までの現5期計画の実績と、新たに始まります平成27年度から29年までの6期計画の見込みを示してございます。

次に、63ページでございますが、63ページの第3章、介護保険事業の充実では、本町の介護保険事業のサービス体系をお示しをいたしまして、64ページから76ページの中で居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービス、居宅介護支援、居宅予防支援の合わせて27の具体的なサービスにつつまし

て、24年度から26年度までのサービスの実績と、今後新たに始まります向こう3年間の第6期計画のサービス量の見込み、それと加えまして5年後の平成32年、それと10年後の平成37年のサービス量の見込みを掲載してございます。

特に向こう3年間で新たにサービスとして始めさせていただくものですが、71ページの地域密着型サービスの充実の中で、1番の定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、条例のほうの改正の関係で関連がございましたが、この関係は平成28年度から新たに始めればということで予定してございます。

それと、施設系のサービス、特別養護老人ホームにつきましては、75ページで書いてございますが、現状、町内は80床の定員でございますが、向こう3年間では町内におきまして増床の計画は持ってございません。

最後に、77ページからが給付費と保険料の推計ということで、先ほど介護保険条例のほうで先に保険料の改定につきましてご決定を賜りましたが、保険料の算定に關します計画の中での算出というもので載せてございます。

この中で、81ページになりますが、第6期の第1号被保険者の保険料の基準額を月額4,700円ということで、各基準額の推計のためにもろもろの数字のほうを入れまして、表の右隅の一番角の金額、4,700円ということで月額を設定させていただきました。この基準額に基づきまして、83ページとなりますが、第1号被保険者の保険料を所得に応じまして、第1段階から第9段階までの9段階に設定をさせていただくという、そういった内容で締めくくりをさせていただく計画という内容となっております。

以上、計画の概要のみで大変申しわけございませんが、説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ここの8ページに一定以上の所得者の利用負担の見直しというのがありますけれども、これは27年8月だから今年の8月から、所得のある方は利用した場合の負担が1割から2割になるわけですけれども、これはどの辺の方が対象になるのですか。それで、一応今の推定ですと何人ぐらいの方が対象になるのでしょうか。それはわからないですか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 申しわけございませんが、ちょっとただいま手持ちの資料が手元にはないので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この制度は、これはまず入り口であって、平成27年8月から2割負担の方が、一定の方がなるのでしょうかけれども、順々に拡大して行って、最終的にはそういう方は3割になるとか、あるいは一般の人が2割になるとか、そういった方向で動いているということはないのですか。課長、そういうことは聞いていないのですか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先々そこまでという情報は、私は聞いておりません。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） だから、要するに被保険者の保険料は上がって、負担するときには負担者の負担額は上がると。要するに受益者負担という方向でどんどん、どんどんその負担が増大していく、増えていくという方向にこれはあるのだと思うのですけれども、こういう場合にこのことはやはり丁寧に説明して、みんなに理解を求めようという形でもって説明していかないと、何だかわけがわからなくて、負担が減額されるのではないかみたいなことを、減額される人もいられるでしょうけれども、そういうことを強調しているような傾向があるので、なるべくありのままを、現実をわかりやすく説明して、理解を求めていったほうが、みんなが事実を理解して、賛成することもできるのだと思うので、なるべくそういうふうな形で説明してもらえように心がけてもらいたいのですけれども、お願いしますよ、町長。

〔「わかりやすく。では、すぐに」という人あり〕

○9番（青木秀夫君） わかりやすく。何も値上げに反対だとばかり言っているわけでもないのですから、事情がいろいろ国の事情もあるわけですから。

これから高齢化社会で、この負担の増大は避けることができないのしょうから、みんなで負担していくという形で、そういう方向になることはこれはやむを得ないのしょうから、その辺は事実をありのままに説明していってもらいたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 一応事実を隠蔽するという意図はないと思って、私も事務担当課も見ております。現状についての情報を細かく分析し、事実を述べるが余り、例えば基準の1号の方々の基準額が200円上がる、それによって上がる方が過半数以上絶対にいるわけですし、また逆に恩恵がある意味では受ける方もいるという、そういうことを淡々と述べているだけでありまして、相対的に下がるはずはないというのが普通の誰もが考える論理であります。弱者に対する配慮が加わっていくということでもあります。

先ほども荻野議員の形にも答えましたが、基本的に少子化と高齢化は全く逆でありまして、やがて少子化の施策が高齢化の施策に準じてくるのだらうと私は思っています。高齢化はもう十分過ぎて、国の財政がもたないということで、どんどん、どんだんうちへ帰す、施設をつくったりしたのではとてももたないということで、居宅支援型になっているのです。少子化は、まだ問題が始まったばかりですから、施設をつくれ、人をつくれ、母親を働かせなければお金が、国の財政が伸びないという考え方ですが、やはり今の方向性は多分破綻して、子供もうちで見たほうがよろしいということになるに決まっている。私はそう考えていますけれども。

いずれにしてもそういう流れの中で、表現方法が不適切と捉えるか、あるいは今現状はこういうことだということで、ぜひ性善説に立って、ただ総合的に介護はどっちにしたってもう増大をしますし、国は介護を充実させる、社会は全部地方がやれぐらいになってしまいますからという流れの中で、国の施策にのっとって今はやっていかななくてはならないということの流れの中で、淡々と説明をさせていただいたところであり

ます。

誤解を招かないように、今後はさらにわかりやすく答弁をさせるように努力します。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先ほどの一定以上の所得者の改正の関係でございますが、内容といたしましては65歳以上の介護保険の対象者の方でございますが、本人の合計所得金額が160万円以上の場合には2割負担ということでございます。ただし、同一世帯の第1号被保険者の年金の収入とその他の合計所得金額、年金の収入とほかの所得の金額を合わせて、お一人の場合、単身世帯の場合、年金収入が280万円以上の場合には2割、お二人世帯の場合、346万円です。346万円を超える場合は2割を負担いただくという内容でございます。ご本人の合計所得金額が160万円未満の場合については、これまで同様の1割負担ということでございます。

今後この改正の関係については周知等ははかってまいりたいと思っております。これは、あくまでも国のほうの改正ということになりますので、町独自のという部分ではございませんので、今後8月の施行までには保険税の皆様にも周知を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

対象の人数、見込み人数なのですが、今ちょっと調べておりますので、後ほどで、申しわけございません。

○9番（青木秀夫君） もう一度これ説明してもらいたい、聞いていてわからなくなりました。

160万円以上の方は2割、もう一方の方で280万円以上の方が2割と、今の説明はどういうことなのか、それ。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 年金の収入のみの場合、収入と所得という分類がちょっと出てきますので紛らわしいのですが、年金の収入の場合は280万円以上ということになります。年金収入を所得に置きかえる場合、120万円、年齢によってなのですが、控除ができて、280万円から120万円を引くと160万円の年金の所得ということになるのですが……

[「今継続しての計算で年金所得に置きかえる場合」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） 収入を年金所得に置きかえる場合、120万円を引いて、マイナスした160万円が年金の所得ということに……

○9番（青木秀夫君） だから、160万円というのは課税の対象なのでしょう、金額という意味で。片方の280万円というのは収入ね。それはややこしいや、それでは、どっちかに統一しないと。

説明するときに、課税対象が幾ら以上の人は2割なのですよと言えればわかりいいのだけれども、2つの基準を示されると混同してしまうから、どっちか1本にしてもらった方がいいのではないの、それ説明するときには。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 一般的に介護保険の65歳の被保険者の方の場合、年金のみの収入が多い方が多いかなということで、年金のみの収入の場合は280万円の収入ですということで、実際ご自分が年金だけの収入の場合、幾らだったら該当になるのかなということで、年金の収入ですと280万円、所得に置きかえると160万円という、そういう説明になるわけでございます。

「所得はわかるんですよ、所得の形態がちょっとわからない」と言う人
あり]

○健康介護課長（落合 均君） 実際ご自分の所得という場合に、実際年金で受け取っている額だと幾らなんだいと、逆におわかりにならないのかな。年金所得で160万円ですと、所得と収入の捉え方が違いますので、では年金の所得を実際の年金の収入に……

「83ページにそのことが書いてあるでしょう」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい。

「その金額について」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 挙手の上質疑してください。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この83ページの区分は、所得金額で区分してあるのでしょうか。この9段階に区分されているのは。違うのですか、これは。そうでしょう。それで、さっきの介護保険料の負担の基準は、説明するときこっちで説明すればわかりいいのではないですか。この金額以上の方は2割負担になりますよと。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） こちら、83ページの9段階の階層表ですと、所得を基準としておりますので、先ほどの一定所得の負担割合、2割負担という部分では、合計所得金額が160万円以上の方の場合2割ということになりますので、こちらの83ページの表ですと第6段階が120万円未満、第7段階が190万円未満ということになりますので、この6段階と7段階の間に位置される方、所得される方が2割負担という該当になります。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） だからわかりやすく、そういうふうに説明してもらえるとわかるのですよ。だから、所得金額が160万円だとこれと言えばわかるけれども、その後のごちゃごちゃとした年金収入云々とか付録の説明をされると、逆に混乱してわからなくなるので、その160万円できっちり説明すればよかったのではないですか。だから、これでいくと7、8、9段階ぐらいの対象の方は、1号被保険者の人がもし介護サービスを受けると2割負担になるということなのでしょう。

[何事か言う人あり]

○9番（青木秀夫君） そういうことなのでしょう。それは、何人いるかは調べないとわからないでしょうけれども、大方これを見るとかなりいるでしょう、これ。

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 1点だけ質問したいと思います。今後は、地域包括ケアシステム、これの構築が大変重要だと思っています。要するにそのケアシステムの構築に、要するに推進とか構築に当たって核となるのは、やはり地域包括支援センターだと思うのです。その包括支援センターですけれども、これを見ますと包括的支援事業の中で、例えばコーディネートの廃止とか相談業務とか、いろんな業務が入ってきます。そ

うしますと、現在支援センターは3名でやっているのですよね。例えばその辺の人的な強化ではないですけども、充実、その辺はどうに考えているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 実態の仕事量に合わせて、当然必要であれば増員も充実もさせなくてはならないのは、誰もが考えるとおりであります。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○3番（荒井英世君） はい、結構です。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

わかりやすく。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先ほどの一定所得以上の方の2割負担になる方のニーズなのですが、ちょっと簡単に数字が出ないということですので、出次第またご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） この地域ケアのシステムの構築なのですが、これが実施されるということだと、先ほど条例でもありましたように、なかなかこれも一朝でできるものではないと思っております。そういう中でこれを実施していく過程において、これを支えるボランティアの充実というのも大事になってくるかなというふうに思っております。このボランティアのかかわることによって、大勢の人がかかわることによって現場をやはり認識できる。そして、町の本当に高齢者の全体像が把握できるということもありますし、それがそのボランティアを通して町民の人が一人一人、今板倉町で置かれている高齢者の全体像がつかめてくるのではないかなというふうに思うのです。そういうことを考えますと、ボランティアは本当に重要な位置をこれから占めてくるのではないかと思っております。そういうこともこの構築をしていく、同時並行でいろんな周りの施策も考えていただけたらと思っておりますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 秋山議員さんの言うことももっともだと思っております。町も今後より一層ボランティアの志を持っていただけるように施策を推進をしていきますが、何せ受ける側、その呼びかけを受ける側の充実度とか考え方がなくて、マッチングしないとボランティアというのは成立をしないわけですので、秋山議員さんにはぜひ、今までも議員さんを通してボランティア活動も一生懸命やっていただきましたが、全体の議会の議員さんも男性とてやっぱり町をリードする立場の議員さんでございますから、ボランティアに積極的に指導的、模範的、象徴的役割をお願いを、そういうことで誘導灯として頑張っていただきたいと思っております。我々も頑張ります。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○10番（秋山豊子さん） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号 板倉町都市計画マスタープランの改定について

○議長（野中嘉之君） 日程第19、議案第15号 板倉町都市計画マスタープランの改定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 板倉町都市計画マスタープランの改定についてということで、議案は15号になります。

本案につきましては、板倉町の都市計画マスタープランを地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件として定める板倉町議会基本条例第8条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

都市計画マスタープランは、町の発展の動向、都市計画区域における人口産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った町の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、基本的な方向性を示すものでございます。

本町におきましては、町制施行60周年が経過し、地方分権時代を迎え、各自治体や地域は自己決定、自己責任による競争力が求められる一方、少子高齢化における社会保障制度、産業の振興、再生可能エネルギーなど、課題は山積みでございます。このような状況の中、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組む上で、防災体制の整備はもとより生活環境、福祉、教育、基盤整備といったあらゆる分野の強化は欠かすことはできないものと考えております。

現行のマスタープランにつきましては、平成21年1月に制定を行いましたが、今後予定している役場新庁舎建設を初めミニ防災ステーションの整備、さらには板倉、明和、館林市の1市2町で進められている広域ごみ処理施設、加えてリサイクルセンターの建設等々、大きな事業が明確に位置づけられていないことから、新たに町の都市計画マスタープランに位置づけることでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部については担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） それでは、議案第15号 板倉町都市計画マスタープランの改定についての詳細につきましてご説明を申し上げます。

初めに、都市計画マスタープランの改定の考え方でございますが、今回改定につきましては、現行のマスタープランを基本といたしまして、先ほど町長が申し上げたとおり大きな事業の位置づけを行うとともに、そのほか事業の進捗状況に合わせた修正、それから各種表の時点修正を行う一部改定でございます。

次に、都市計画マスタープランの構成でございますけれども、マスタープランの3ページをごらんをいただきたいと思います。白抜きの1から4番でございますが、4ページから38ページになります。都市の現況ということで、人口や産業構造、土地利用、自然環境や歴史、文化遺産、観光資源といった分野別に板倉町の現況について書かれており、地域の現況ということで町の現況が東、西、南、北、そして板倉ニュータウンの5つの地区に区分され、地区別に整理がされております。また、住民意識調査、そして広域的な都市の位置づけや役割ということで県のマスタープランの抜粋が書かれてございます。

5番から6番でございますが、39ページから51ページになります。都市地域づくりの課題、都市づくりの目標ということで、住民意識調査を踏まえました主要課題につきまして、都市づくりの進むべき方向性を示した将来都市構造が書かれてございます。

7番でございますが、52ページから都市づくりの実現に向けてということで、前項で示しました都市の進むべき方向性について、土地利用、都市施設、都市環境等の分野別に分類されまして、8から9番でございますが、77ページになります。地域づくりの実現に向けてということで、先ほどと同様に東西南北、それから板倉ニュータウンの5地区に区分され、地区別に基本方針が書かれてございます。大きく以上のような構成となっております。

次に、改定を行いました主な内容でございますが、初めに16ページをごらんいただきたいと思います。大きな題目の1-6の自然環境及び歴史・文化遺産、主要な観光資源、景観でございますが、ここは町の現況を示した部分でございますが、中段になりますけれども、(1)の自然環境のところ、平成24年7月に渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたということで、ここに関する文章を追加いたしてございます。

続いて、18ページをごらんいただきたいと思います。(3)の主要な観光資産でございますが、平成23年9月に利根川、渡良瀬川合流域が重要文化的景観に指定されたことから、ここに関する内容を追加いたしてございます。

少し飛びますが、54ページのほうをごらんいただきたいと思います。7-2の暮らしやすい都市空間形成の実現に向けてのところでございますが、ここは都市づくりの進むべき方向性を示した部分になります。一番上の基本的な考え方の網かけのすぐ下のところになります。この拠点系土地利用がここにございますが、ここは町長が申し上げました役場新庁舎建設に関しまして、役場新庁舎周辺の施設の利活用を行うべく新庁舎を建設し、新たな生活拠点としての土地利用を検討するといった内容を追加いたしてございます。

続いて、58ページをお願いをしたいと思います。7-3、暮らしを支える道路・交通体系の実現に向けてのところでございます。このページの一番下の《埼玉県及び栃木県との連絡》というところで、埼玉県及び

栃木県との連携強化を図るため、渡良瀬川、利根川への新たな架橋整備に係る記述をここで追加いたしてご
ざいます。

続いて、68ページをお願いしたいと思います。7―5で清潔な都市空間形成の実現に向けてのところでご
ざいます。中段の文章の一番下になりますけれども、その他のところで、1市2町による広域ごみ処理事業
施設の建設に関する記述をここで追加いたしてございます。

なお、将来に向けての都市の進むべき方向性といたしまして、ミニ防災ステーションの整備を含めまして
今ご説明申し上げた内容というのが将来都市構造ということで、49ページのほうに戻りますけれども、将来
都市構造ということで図面に示されてございます。

以上、改定につきましての主な内容となっております。

今回の都市計画マスタープランの改定に当たりましては、地域住民の意見反映措置といたしまして2週間
の縦覧を行いまして、また町の都市計画審議会の意見を伺いまして、特に異存なしとの結果をいただいでご
ざいます。

以上、簡単でございませうがご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを
申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（野中嘉之君） 日程第20、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につい
てを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第16号であります。群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につい
てということであります。

本案につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である東毛広域市町村圏進行整備組合が平成
27年3月31日限りで、いわゆる今年度いっぱい解散をすることに伴う当該組合規約の変更であります。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りするものであります。

一応の役割を終えたということで、解散をするというようなことについては、首長同士では慎重な議論の結果、合意を得ております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議案第17号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第18号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第19号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について

議案第20号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長（野中嘉之君） 日程第21、議案第17号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第24、議案第20号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第17号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について、同じく議案第18号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、同じく議案第19号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について、同じく議案第20号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定についてということで、関連がありますので一括して説明をさせていただきます。

本4議案につきましては、現在板倉町社会福祉協議会に委託しております板倉町総合老人福祉センター、板倉町デイサービスセンター、板倉町障害者生産活動センター、板倉町障害者デイサービスセンターの4施設が、平成27年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となることから、平成27年4月1日から同じく30年3月31日までのさらに3年間を新たに板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、ご協議の上、ご決定賜りたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、議案第17号から議案第20号までの4議案になりますが、福祉関係施設に係る指定管理者の指定について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

福祉関係施設の指定管理につきましては、現在は平成18年4月から、先ほど町長申されたとおり福祉センター、活動センター、障害者のデイサービス、あるいは板倉町デイサービスセンターの4施設を板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定しまして、現在に至っております。現在の指定期間、これにつきましては平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間で、指定した理由につきましては、板倉町社会福祉協議会は社会福祉法に基づき設置されている非営利団体であります。町との連携はもとより、地域住民や福祉団体と一体となって地域福祉の増進や社会福祉のために最先端で活動してきた実績を評価して、指定管理者としたものでございます。

平成27年度からの指定管理につきましても、4施設とも同一敷地内に位置していること、板倉町デイサービスセンターと社会福祉協議会が運営する小規模多機能居宅介護施設えがお、これは一体的な施設として機能を有していること、また過去の管理運営実績を考慮しまして、これまでどおり板倉町大字板倉3411番地の1417、社会福祉法人板倉町社会福祉協議会会長、山岸秀男を指定管理者に指定したいとするものでございます。指定の期間でございますが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間ということでございます。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

初めに、議案第17号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 4議案を一括して質問してよろしいでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 議案ごとに。

○2番（今村好市君） 議案ごと、説明が4議案まとめてなものですから、関連していますので、よろしいでしょうか、別々になくて。

○議長（野中嘉之君） では、結構ですよ。

○2番（今村好市君） そういうことで、質問させていただきます。

指定管理者制度が発足したのが平成18年4月ということで、9年間だと思いますが、現在4社会福祉施設を社会福祉協議会のほうに管理委託をしているということなのですが、善良な管理を今までしていたと先ほど課長から話がありましたが、この9年間で指定上の問題はほとんどなかったのかどうか。細かい点についても、もし協議の中でありましたらお願いをしたいということと、指定料、管理料が概算で4施設で年間どれぐらいになるのか。

それと、当然契約の中で修繕とか大きなお金がかかるものについては、これは町の責任でやるのだと思いますが、結構施設が老朽化しておりますので、その修繕等も今後かかってくると思いますが、これは町がしっかりきちんとした形で修繕するのでしょうか。それと、当然社会福祉施設でありますから、いろんな団体が指定管理に該当するわけではないのですけれども、本町におきましてほかに社会福祉協議会以外にこの指定管理者になり得る団体等があるのでしょうか、その辺ちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

1番目のいろいろな問題ということでございますが、社会福祉法人、非営利団体ということで、板倉町の社会福祉協議会とは常に連携を保ちながらやっております。

平成25年7月ごろからだったと思うのですが、月1回の連絡調整会議というものも福祉課と社会福祉協議会の係長以上でやらせていただいて、いろいろ問題をクリアしていきながら、施策の展開あるいは行事等に取り組んでおるといふようなところも踏まえまして、今のところ問題がないということでは理解をしているところでございます。

また、そういった会議の中で、さらに前向きな方向で検討されているのかなというふうには思っております。これは、毎月1回、行政の係長と社協の係長以上での連絡調整会議を開かせていただいております。

それと、管理料の関係でございますが、12月の議会で債務負担行為をとらせていただいております。そういった中、次の修繕にも関係するので、一緒に説明してよろしいでしょうか。

「はい」と言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） この債務負担行為につきましては、12月の議会の中で3年間、それぞれの施設ということで、デイサービスセンターにつきましては介護保険料でやっていますので、債務負担行為はないのですが、福祉センターと活動センター、それと障害者のデイサービス、この3本は債務負担行為をとらせていただいておりますが、年間の契約委託料、これよりも若干多くとってございます。この部分が老朽化に伴う修繕あるいは車の更新、送迎車の更新、そういうこともちょっと見越しまして、債務負担行為については多くとらせていただいているということでございます。

それと、それぞれの料金、委託料になりますが、福祉センターにつきましては年間大体2,200万円、活動センターにつきましては2,600万円、障害者のデイサービスにつきましては1,100万円という形の中で予算、委託をさせていただいているということです。

それと、最後のほかになり得るかということでございますが、今のところ私どもとしますと町内にはそういう方はいないというふうには判断しております。ある意味、社協とのパイプを太くしたほうがいろいろな施策を展開する上でプラスになっていくだろうというふうには思っていますし、またあそこの小規模多機能施設がお、これは板倉町の社会福祉法人で運営していますので、そこの利用も踏まえると先ほど提案理由でも申しましたが、一体的な施設ということで展開をしていくほうが町にとっては得策だろうというような判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 3施設で1年間5,900万円、債務負担行為で先ほど課長は修繕料とか自動車の更新料とかそういうものも含まれた債務負担行為ですと。3年間の契約で債務負担行為をとっているわけですから、当然修繕とか自動車の更新は委託先の社会福祉協議会がやるのですか、町ではなくて。その辺、ちょっと確認をさせてください。

それと、この4施設が今指定管理ということで議案に載っているのですが、先ほどの委託料について3施設なのですが、施設はもう一つの施設については委託はしないのですか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 説明が不足で申しわけございません。

先ほどのそういう修繕に関しましては、これは大きなものは町の予算の中で、その中で町の契約の施設の本体に係るもので大きなものについては、町が施設管理というか、建物は町でございますので、それは町の予算の中でやっていく。それと、ちょっとした修繕とか送迎車の関係とかそういうものも含めまして、ちょっとしたものについてはその委託料の中で更新をしていくという形になってくるかと思っておりますので、そういう形の中で大きなものにつきましては、当然議員おっしゃるとおり町の予算の中でやっていきたい、やっていくべきだというふうに思っております。

それと、債務負担行為についてというようなことでございますが、あと契約の関係、当然4議案でございますので、デイサービスセンター、これにつきましても契約のほうはして、ただ委託料とかそういうものというのは発生しませんので、要はその事業についての委託契約というのはされていくと。ちなみに債務負担行為で掲げてある福祉センターと障害者生産活動センター、それともう一つの障害者デイサービスセンター、これが債務負担行為で出てくるのですが、これは福祉課のほうで契約をしていく。それと、デイサービスセンターについては健康介護課のほうで委託契約をしていくという形になりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいでしょうか。

○2番（今村好市君） はい、結構です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 私は、人事のことではございません。

昨日、社協で用意している介護バスですか、ちっちゃい軽の車椅子を載っける軽のワゴン車というのですか、それをお借りいたしました。向こうでもこの車はだめなのですと言われてたのですけれども、私が運転で乗りましたら、本当にガタガタ、ガタガタしていて、いつぶっ壊れるのかわからないような状態でございました。利用して帰ってきて職員に話したら、これは役場で買うのですよと言われてたのです。だから、そういうバスは役場で買うのだから、ぜひ話をしてくださいというので、私は言うのですけれども、それはそういうのですか。それと、できれば更新をしていただければいいなと思います。あのバスでは、患者が乗ったら患者が死んでしまいます、あれでは、と思いますが。会長がいるからあれだけでも、今度は会長も乗せてもらって、ちょっと走ってもらえば。町長と会長と課長でも乗って走ってもらおうと、病気になってし

まいりますよ。ちょっと頭に入れておいてもらいたいと。職員から言われたので、全部私があればいいんですけども、ちょっと思い出したので。

それと、車椅子、車に乗った片方が下へついてしまうのです、足を乗っけるやつが。押すとこうなってしまって、足が折れてしまうので、話しておいたんですけども、気を使っていることと思うんですけども、そういうのがありますので、ぜひできることはやっていただきたいと、そんなところでございます。そのうち私なんかも利用させてもらいますので。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 済みません。今のご質問なのですが、さらにこの4つの指定管理事業以外のところの質問でございます。というのは、社会福祉協議会の本体の部分の関係でさくら号というものがございます。今回の指定管理につきましては、議案とはかけ離れるところがございまして、ご説明をさせていただきます。

この関係につきましては、さくら号、これは当初から結構古いというようなところでございます。先ほど今村議員の質問の中で、毎月1回係長以上で調整会議をさせていただいておりますよというような説明の中で、今後かかっていくであろう経費、社会福祉協議会本体も含めて、介護施設も含めて、これだけかかってきますよというものを調査をしております。金額的な部分はまだこれからなのですが、项目的には私のところに報告はもう既にきております。今後こういう改修が必要ですよ、あるいは今後こういう工事が必要になってきますよ、あるいはこういう車がここの施設では更新時期が来ますよというようなところの調査ができておりますので、それにのっとった形の中で行政とすると対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今の4施設ともこれからますます大事になってくるかなというふうには思っております。そういう中で福祉センターのほうなんですけれども、常時使用していない部屋があります。そういうところの利用を、町も健康増進を今うたっておりますので、その部屋を何とかその健康増進のほうに結びつけられるような施策があればいいかなと、いつも行くときに思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまのご質問でございますけれども、またこれも同じになってしまいますか、毎月の係長以上の調整会議の中で、当然町が健康づくり宣言をいたしましたので、この関係につきましても今現在、2月1日に宣言したわけですので、既にその協議のほうにこれから入っていくということで、社会福祉協議会としてどういうことがやっていけるのだろうかというようなところで今検討を始めているところでございますので、基本的には27年度で何かしらの展開をしていきたいと思いますというの、係長以上レベル

での調整会議の中では既に調整をしているところがございます。

また、部屋がというようなところでございますが、この辺、先ほどの今村議員のともやっぴり関連しますが、一番北側の部屋、研修室の壁とかそういうものが大分傷んでいましたので、26年度でしたか、ちゃんと張りかえて新しくなしまして、きれいになりましたので、その辺も活用しながら、そういう施策の展開をしていきたいというふうに考えております。既に、検討ではございますが、動き出しておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいでしょうか。

○10番（秋山豊子さん） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について質疑を行います。先ほど全般的な質問もありましたが、個別の質疑も受けつけます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第19号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第20号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩いたします。再開は1時20分といたします。

休 憩 （午後 0時20分）

再 開 （午後 1時20分）

- 議長（野中嘉之君） 再開いたします。
ここで先ほどの青木議員からの質問に対し、答弁があります。
落合健康介護課長。

〔健康介護課長（落合 均君）登壇〕

- 健康介護課長（落合 均君） 午前中の一定所得以上の方の負担割合の見直しに関して、板倉町でどれぐらいの人数が想定されるかというご質問でございますが、そちらについてお答えさせていただきます。

なお、午前中の答弁の中で、計画の最後のページに出ておりました保険料の設定の表をごらんいただきながら答弁させていただいたのですが、あの際、第6段階の方というふうにお話ししてしまったのですが、先ほど午前中のお話のとおり、今回160万円以上の所得が一つのポイントになるということで、第7段階が合計所得金額は190万円未満の方ということになっておりますので、第7段階の方よりも階層が高い方、第7段階の途中から8段階、9段階の方が対象になるということになっております。

試算でございますが、平成27年度の第1号被保険者の人数が4,189人と見込んでおります。その中で第7段階の方につきましては387人いらっしゃいまして、国の試算なのですが、このうちの38%が該当されるかなというふうに試算をしております。その場合、板倉町ですと147名になります。第8段階が249人、第9段

階が180人でございます。合わせまして576名に、4,189人中576人ですので、13.75%になります。ただし、こちらはサービス利用の一部負担ということですので、被保険者の対象者にしますと576人ということですが、実際にサービスをお使いいただいている方に対しての2割負担をお願いするということでございます。その抽出関係でございますが、先ほどのお話のとおり平成27年8月から制度改正が行われるということになっておりまして、新年度の予算の中でこの改正関係の対応のシステム改修のほうを予定しております。ということで、現時点では被保険者としましては576人の方がいらっしゃいますが、その中で実際サービスをお使いになっている方についてはまだ抽出ができない段階でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それと、今後認定をされた方につきましては、皆様に介護保険負担割合証ということで、認定を受けていらっしゃる方全ての方に負担割合を記載した割合証というものをお送りさせていただくようになります。こちらを提示いただいて、1割または2割の負担ということでご負担をいただくような形になります。

また、全体、被保険者の方等々に対します周知でございますが、やはり今お話ししたとおり、割合証等はあくまでも認定を受けていらっしゃる方にしかお送りできませんので、ほかの方につきましても今後利用される方とか、そういった方に対しましても制度改正があるという周知が必要と思っておりますので、その点についてはまた広報等々を活用しながらでも周知のほうは対応してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議案第21号 工事請負契約の変更契約締結について

○議長（野中嘉之君） 日程第25、議案第21号 工事請負契約の変更契約締結についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第21号 工事請負契約の変更契約締結についてであります。

本案につきましては、平成26年度社会資本整備総合交付金事業町道1-9号線道路改築工事の施工に伴う工事請負契約の締結に当たり、平成26年9月9日に議会の議決をいただきましたが、工事の内容に変更が生じたことから変更契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号に規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要につきましては、大箇野川を渡るボックスカルバートの工事に当たり、構造物周辺の盛り土部分に生ずる局所的な沈下を防ぐため、ボックスカルバートの前後にコンクリート製の板状の踏掛版を設置し、あわせて道路側溝を布設するものでございます。

変更請負金額でございますが、当初請負金額4,914万円を5,495万400円に増額し、変更契約を締結するものであります。

契約の相手方につきましては、板倉町大字海老瀬2763番地、有限会社坂田建設代表取締役、坂田哲雄でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

特に課長の説明は予定をしております。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
こりより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第21号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議案第22号 町道路線の認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第26、議案第22号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第22号 町道路線の認定についてであります。

本案につきましては、群馬県が実施した県営農地防災事業渡良瀬川中央4期地区頭沼用水路工事により、水路整備にあわせ管理用道路が整理されたことから、町道路線の認定についてお願いするものでございます。

認定の区域につきましては、板倉町大字除川字天神前地内の延長308.4メートル、幅員3メートルを町道5236号線として認定をしたい。また、大字除川字大巻地内の延長261.4メートル、幅員同じく3メートルを町道5237号線として認定するものでございます。

なお、認定路線の位置につきましては、認定路線図のとおり細谷地内から来る農免道路の東側で、県道館林一藤岡線から南へ向かう頭沼用水路に接した管理用道路であります。

同じく、これについては課長の説明はございませんが、以上のとおりでございますので、よろしく決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
こりより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） この2路線を図面で見ますと、水路の部分が、道路がつながっていないのですけれども、これは町道の場合は大体県道もしくは町道から町道の間が認定されるのが普通かなと思うのですが、これは水路で両方でとまってしまうのですが、この辺はどういう経過があるのか、この間が既に認定されている道路なのかどうか、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） ただいまのご質問でございますけれども、この赤い線の矢印でいきますと、両方丸と三角がありますけれども、この三角のところがつながっていないということでございますが、ここにつきましてはもう既に路線が認定をされているということで、この間は色が塗ってございません。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。

原案の賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議案第23号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

議案第24号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第25号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第26号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第27号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 次に、日程第27、議案第23号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第6号）から日程第31、議案第27号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、補正予算関係で議案第23号から議案第27号までは、ただいま議長のおっしゃるとおり補正予算であります。一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第23号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出をそれぞれ1億9,926万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を60億6,160万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金に10万2,000円、地方交付税に1億742万2,000円、国庫支出金に1,585万円、財産収入に7万5,000円、寄附金に455万円、繰越金に3,814万8,000円を追加しまして、利子割

交付金から200万円、分担金及び負担金から303万6,000円、県支出金から2億1,140万1,000円、繰入金から1億2,836万5,000円、諸収入から10万5,000円、町債から2,050万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に1億553万6,000円、民生費に4,896万8,000円を追加いたしまして、衛生費から538万1,000円、農林水産業費から2億5,819万6,000円、商工費から190万3,000円、土木費から6,793万6,000円、消防費から347万1,000円、教育費から1,494万5,000円、公債費から193万2,000円を減額するものであります。

また、繰越明許費、地方債につきましても所要の補正をするものであります。

以上が一般改正の補正予算でございます。

次に、議案第24号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案につきましては、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ464万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億3,306万8,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、繰越金に41万7,000円を追加し、後期高齢者医療保険料から506万円を減額するものでございます。

次に、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金から464万3,000円を減額するものであります。

以上が後期高齢者医療特別会計、平成26年度分の補正予算（第3号）であります。

次に、議案第25号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,970万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,306万円とするものであります。

歳入につきましては、財産収入に1,000円を、繰入金に5,419万4,000円、繰越金に5,075万7,000円、国民健康保険税から91万3,000円、国庫支出金から2,811万1,000円、療養給付費交付金から1,261万3,000円、前期高齢者交付金から20万4,000円、県支出金から1,197万9,000円、共同事業交付金から142万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費に14万円を、保険給付費に6,269万4,000円、基金積立金に2,000円、諸支出金に10万9,000円をそれぞれ追加し、共同事業交付金から1,324万2,000円を減額するものであります。

以上、平成26年度の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

次に、議案第26号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,152万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に129万5,000円、財産収入に2万5,000円、繰入金に115万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に245万2,000円、基金積立金に2万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

続いて、議案第27号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。本案につきましては、規定の歳入予算の組み替えをするものであります。歳入歳出予算の総額1億7,953万2,000円に増減はございません。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出について一般会計繰入金を754万6,000円減額し、前年度繰越金に754万6,000円を同じく追加するものでございます。

以上が平成26年度下水道関係の特別会計補正予算（第1号）についてであります。

以上でございますので、よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第23号から議案第27号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第27号までの5議案については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議案第28号 平成27年度板倉町一般会計予算について

議案第29号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第31号 平成27年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第32号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第33号 平成27年度板倉町水道事業会計予算について

○議長（野中嘉之君） 次に、日程第32、議案第28号 平成27年度板倉町一般会計予算から日程第37、議案第33号 平成27年度板倉町水道事業会計予算までの6議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、引き続き恐縮ではありますが、議案第28号から議案第33号までは平成27年度の各会計の当初予算でありますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第28号であります。本案は、平成27年度板倉町一般会計予算の当初予算ではありますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億5,000万円と決めました。これは、前年度堆肥1,800万円、0.3%の増となっております。

まず、歳入について申し上げたいと思います。町税であります17億6,712万6,000円、地方譲与税を8,100万円、利子割交付金200万円、配当割交付金を500万円、株式等譲渡所得割交付金200万円、地方消費税交付金2億400万円、ゴルフ場利用税交付金1,100万円、自動車取得税交付金1,200万円、地方特例交付金500万円、地方交付税12億6,000万円、交通安全対策特別交付金150万円、分担金及び負担金4,961万3,000円、使用料及び手数料6,712万8,000円、国庫支出金に4億8,649万1,000円、県支出金4億996万1,000円、財産収入662万1,000円、寄附金4,000円、繰入金5億1,290万2,000円、繰越金1億円、諸収入5,405万4,000円、町債3億1,260万円でございます。

次に、歳出について申し上げたいと思いますが、議会費について9,742万5,000円、総務費8億3,549万円、

民生費17億4,799万9,000円、衛生費5億7,304万9,000円、労働費24万8,000円、農林水産業費2億4,946万6,000円、商工費7,674万8,000円、土木費5億6,228万8,000円、消防費2億9,785万4,000円、教育費4億9,311万5,000円、災害復旧費1,000円、公債費4億630万4,000円、諸支出金1万3,000円、予備費1,000万円でございます。

なお、自主財源比率は47.8%、依存財源比率は52.2%の構成比率となっております。

以上が平成27年度板倉町一般会計予算でございます。

次に、議案第29号 後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,611万1,000円と定めるものでございまして、前年度対比1.7%の総額となっております。

なお、増額の主な理由につきましては、歳入の後期高齢者医療保険料と繰入金、歳出の総務費と後期高齢者医療連合納付金の増額によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が9,171万3,000円、繰入金に4,394万2,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費が246万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が1億3,019万9,000円、予備費300万円でございます。

以上、平成27年度の後期高齢者医療特別会計予算であります。

次に、議案第30号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,316万1,000円と定めるものでございまして、前年度比13%の増額となっております。

なお、増額の主な理由については、歳入では共同事業交付金と一般会計繰入金、歳出では保険給付費、共同事業拠出金の増額によるものであります。

まず、歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税5億2,062万2,000円、国庫支出金4億5,171万2,000円、療養給付費等交付金1億1,220万1,000円、前期高齢者交付金3億3,900万円、県支出金1億167万1,000円、共同事業交付金4億7,699万9,000円であります。繰入金1億6,873万2,000円がさらにもございます。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費12億4,050万7,000円、後期高齢者支援金等2億7,642万円、介護納付金1億3,519万円、共同事業拠出金4億8,604万2,000円であります。

以上が平成27年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてであります。

続いて、議案第31号 平成27年度板倉町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、平成27年度板倉町介護保険特別会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額を11億4,027万8,000円と定めました。これは、前年度対比1,570万7,000円、1.4%の減となっております。

なお、減額の主な理由につきましては、平成27年度からの介護報酬改定に伴う給付費の減額によるものであります。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料2億3,714万円、国庫支出金2億3,890万8,000円、支払基金交付金2億9,986万5,000円、県支出金1億5,930万4,000円、繰入金2億504万7,000円であります。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費5,220万9,000円、保険給付費10億5,638万3,000円、地域支援事業費3,027万5,000円、予備費100万円でございます。歳出の92.6%が保険給付費ということで予定をし

ておる状況であります。

以上が平成27年度板倉町介護保険特別会計予算であります。

次に、議案第32号 同しく板倉町下水道事業特別会計予算についてであります。本町の下水道事業は、平成10年3月31日より汚水処理を開始し、現在ニュータウン区域218ヘクタールのうち約145ヘクタールを供用いたしております。平成27年度におきましても引き続き公共用水域の水質保全のため、水質浄化センターの適正な維持管理を中心に予算を計上しております。

平成27年度の予算につきましては、総額1億8,062万4,000円と定め、歳入につきましては使用料及び手数料が4,600万3,000円、他会計から繰り入れる繰入金1億2,761万6,000円、繰越金700万円を見込み、計上いたしましたところであります。

施設整備工事の予定は一応ございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債につきましては、それぞれ存目というか、1,000円ずつ計上しております。預金利子、雑入につきましても、それぞれ1,000円を計上いたしました。

次に、歳出につきましては、下水道費7,953万5,000円、公債費9,808万9,000円、予備費300万円を計上しております。

以上が板倉町の平成27年度の下水道事業特別会計の予算であります。

次に、議案第33号 平成27年度板倉町水道事業会計予算についてであります。水道事業の運営は、近年の国内経済が回復基調にありながらも、高齢社会等の社会的課題を背景に将来の収益増加を見込むことが困難な状況であり、その一方で施設や水道管の老朽化が進み、深刻な状況に直面しているところであります。このような状況の中での本町の水道事業の予算編成であります。今後とも町民の皆様が安心して安全な水を安定的供給するため、平成28年度の群馬東部水道広域化への準備や広域関連の石綿セメント管布設がえ工事、老朽化が著しい各浄水場の維持管理等に重点を置き、漏水対策についても継続して実施をする予算編成であります。

予算の概要といたしましては、まず予算第3条収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を3億5,427万4,000円、水道事業費用を3億4,621万9,000円といたしました。

次に、予算第4条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を7,063万2,000円、資本的支出を2億669万円といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,605万8,000円は、内部留保資金及び減債積立金で補填するものであります。

以上、平成27年度板倉町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

以上、議案第28号から33号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第28号から議案第33号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第33号までの6議案については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○陳情第1号 町道7104号線の現道整備について

陳情第2号 町道7113号線の拡幅整備について

○議長（野中嘉之君） 日程第38、陳情第1号 町道7104号線の現道整備について及び日程第39 陳情第2号 町道7113号線の拡幅整備については、産業建設生活常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第2号は産業建設生活常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午後 1時55分）